

軽自動車税(種別割)の税率について

※令和元年10月1日より、軽自動車税から名称変更し、軽自動車税(種別割)となりました。

三輪・四輪の軽自動車

車種区分		三 輪	四 輪			
			乗 用		貨物用	
			自家用	営業用	自家用	営業用
標準税率	(1)旧税率	3,100円	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円
	(2)新税率	3,900円	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円
(3)重課税率		4,600円	12,900円	8,200円	6,000円	4,500円

1. 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受け、新規検査から13年を経過していない車両は、「(1)旧税率」が適用され、税率の変更はありません。
2. 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両は、「(2)新税率」が適用されます。
3. 最初の新規検査から13年を経過した車両は、「(3)重課税率」が適用されます。
4. 最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

【税率区分早見表】

初度検査年月	課税年度																
	令和7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
平成24年3月以前																	
平成24年4月～平成25年3月																	
平成25年4月～平成26年3月																	
平成26年4月～平成27年3月																	
平成27年4月～平成28年3月																	
平成28年4月～平成29年3月																	
平成29年4月～平成30年3月																	
平成30年4月～平成31年3月																	
平成31年4月～令和2年3月																	
令和2年4月～令和3年3月																	
令和3年4月～令和4年3月																	
令和4年4月～令和5年3月																	
令和5年4月～令和6年3月																	
令和6年4月～令和7年3月																	
令和7年4月～令和8年3月																	

旧税率

重課税率

※廃車されるまで継続

新税率

原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車

原動機付自転車					軽二輪 (125cc超 250cc以下)	小型二輪 (250cc超)	小型特殊自動車	
特定小型 原付	50cc以下	50cc超 90cc以下	90cc超 125cc以下	ミニカー			農耕用	その他
2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	3,600円	6,000円	2,400円	5,900円

問合せ先：能代市総務部税務課 市民国保税係 TEL 0185-89-2126